

憲法

学習院大学教授 **尾形 健** OGATA Takeshi

設問

Xは、信者数約1500名の宗教団体であったところ、平成*年×月○日、所轄庁であるA県知事により規則の認証を受け、創始者Zを代表役員として宗教法人格を取得した。しかしその後、ZらXの役員は、健康上の不安または人間関係等で悩む多数の信者等に対し、下部組織の幹部らと共に、宗教活動の名の下に、あたかも自らに霊能があるかのように装い、これらの信者等には悪霊が取り憑いており、「貢ぎ料」を納めれば退散できるなどと申し向け、高額の金銭を要求していたことが明らかになった。被害を受けた多くの信者等はXに対し民事裁判を提起し、Xに対し民法上の不法行為責任が認められるなど、一連の事態は社会問題として大きな注目を浴びた。

こうした事態を受け、A県知事は、Xをめぐる一連の事態は、宗教法人法(以下「法」)81条1項1号・2号前段に定める事由に該当する疑いがあると認め、法78条の2第1項3号・2項に基づき、宗教法人審議会の意見を聴いた上で、Xに対し、Xの業務・事業 X 管理運営に関する事項に関し、報告を求め、Z等 X の関係者に対し質問をした。その結果、A県知事は、同法81条1項1号・2号前段にいう「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」及び「〔同法〕第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するとして、宗教法人の解散命令の請求(以下「本件解散命令請求」)をA地方裁判所に行った。これに対し、X は、本件解散命令請求について、憲法上の主張を提起して争おうとしている。

(設問)

Xは、どのような憲法上の主張ができるか、参考に しうる判例に言及しながら、あなたの見解を述べなさ い。なお、条文は手持ちの六法登載のものまたは e-Gov 法令検索等で確認すること。

┪ポイント

●事例問題を読み解く際のポイントを理解する(その1)。 ②規制の仕組みはどのようなものであるか、 当事者はどのような権利の主張をしうるか、といった 点を意識する。

解説

事例問題が出されるのは、「事案の中から問題点を発見して法的議論を組み立て、妥当な結論を導く力を見たいから」に尽きます(宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開〔第2版〕』318頁)。私のみる限り、学部生だけでなく法科大学院生も、事例問題から何を読み取るべきか、見誤ったり迷ったりする方が多いように

思います。今回から数回、事例問題を考える際のポイ ントを考えていきたいと思いますが、その初回とし て、事案そのものを分析する際に意識すべき点を考え たいと思います。今回の事案は、宗教法人オウム真理 教解散命令事件(最決平成8・1・30民集50巻1号 199頁。以下「平成8年決定」)と並び、宗教法人の 活動の違法性ゆえに解散命令が確定した, 明覚寺事件 (和歌山地決平成 14·1·24 訟月 48 巻 9 号 2154 頁) を下敷きにしていますが、旧統一教会をめぐる動きを 想起される方も多いでしょう。消費者契約法制のあり 方や「宗教2世」とされる方々の救済の必要性含め, 多くの論点が提起され、憲法学にも厳しい批判が向け られています(紀藤正樹「統一教会の霊感商法等の被 害はなぜ根絶できなかったのか | 法時 94 巻 12 号 1 頁. 同ほか「「座談会」カルト規制はどうあるべきか」 世界 964 号 79 頁, 山元一「信教の自由・宗教団体・ 市民社会秩序」消費者法研究13号85頁参照)。ここ では宗教法人の解散命令を素材に、また、平成8年決 定を踏まえながら、考えたいと思います。

憲法事例問題を読み解く大前提として、大まかには、(1)どのような当事者に、(2)どのような公権力の行為によって、(3)どのような法的な不利益が生じているか、を確認する必要があるでしょう。(1)と(3)は、突き詰めると、どのような当事者がどのような憲法上の権利を主張しうるか、と整理することもできます。(2)は、法令(条例)による規制(または不作為)か、法令に基づく処分か、事実行為か、それらはどのようなものか、といった点が問題になります。

② どのような公権力の行為が問題となっているか?

――規制を理解する

ある程度勉強が進んだら、事例問題を一読し、「これは○○の論点だな」とあたりをつけると思います。今回でいえば、信教の自由(憲 20 条 1 項前段・2 項)ということになりますが、私のみるところ、そこから、問題となる公権力の行為(規制)がどのようなものであるかを精査しないまま議論を展開してしまう例が少なからずみられます。Xの主張しうる憲法上の権利を検討する前に、まずはどのような規制なのかを(落ち着いて)確認しましょう。

(1) 民法は、「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない」としますが(33条1項)、法は、一定の宗教団体に対し宗教法人格を付与する手続等に関する法律であり、ここにいう「その他の法律」の一つとされます。同法は、目的規定(1条)や平成8年決定もいうように、団体の財産や組織管理に関する側面、すなわち「世俗的側面」を規制対象とするものです(渡部蓊『逐条解説 宗教法人法〔第4次改訂版〕』24-25頁)。

ある団体が法人制度を利用しようとするのであれば、その制度に伴う枠組みに従うことが求められ、場合によっては法人格の剝奪が求められることもあります(大石眞『憲法と宗教制度』250-251頁)。法81条は、この制度が濫用され、宗教法人の活動が公益を害し法人格を認める実質的意義を有しない場合や、宗教団体としての要件を欠く場合等に、裁判所の関与によって解散がなされることを定めたものとされます(渡部・前掲374頁)。法78条の2に基づく報告質問